

2016年8月23日

研究者各位

男女共同参画推進センター
女性研究者研究活動支援事業推進本部「MUGED」

明治大学女性研究者研究活動支援事業
保育費用補助制度応募要領

このたび本学では、平成26年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「女性研究者研究活動支援事業（一般型）」が採択されました。つきましては、本事業の一環として、支援対象の本学研究者（以下「研究者」と略す。）の育児と研究との両立を支援することを目的とし、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用料金の一部を補助いたします。

1. 利用対象者

本学に在籍する研究者のうち、次のいずれかの者とする（ただし、本人または配偶者が、産前・産後休暇、育児休業または介護休業中にある者を除く）。

- (1) 小学校6年生までの子供を育児している女性研究者
 - (2) 配偶者が（大学または独立行政法人等に所属する）研究者で、小学校6年生までの子を育児している男性研究者
- ※配偶者には、婚姻の届出の有無にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると推進本部代表が認める者を含む。

2. 補助内容

補助額の上限は、以下のとおりとする。

- (1) 利用料金の2分の1（入会金、年会費、月会費、登録料などは除く）
- (2) 子ども1人あたり年度につき、4万円まで

3. 利用目的

本制度は、研究業務を目的とする以下の事由において、支援対象とする。

- (1) 夜間保育、休日（土曜日を含む）保育の利用
- (2) 病児・病後児保育の利用
- (3) (1)または(2)に準ずる学童保育の利用

※入試業務・補講業務など教育に関する業務についての保育利用は対象外とします。

4. 実施期間

2016年4月1日～2017年3月31日

※上記期間中は同一年度内に限り遡及請求を受け付けます。

※年度末の利用分については、翌年度4月3日まで受け付けます。

5. 申請方法

(1)以下の必要書類をそろえて、「男女共同参画推進センター女性研究者研究活動支援事業推進本部」宛に提出。

①保育費用補助申請書兼保育サービス利用状況記載票

②領収書(原本／社印・角印)

③利用明細書の写し(利用日時・利用金額・交通費などが記載されたもの)

④利用資格を証明するものの写し(母子手帳・健康保険証(親・子)等／初回利用時のみ)

(2)推進本部にて提出された書類を審査後、助成が適当と認めた場合は、指定された口座への振込みにより交付、交付をもって決定とする。

※当月20日までに承認された申請について、翌月の給与合算にて支払われ、給与明細には「特別手当」という名称で記載されます。

※1回の申請時に複数回分の領収書の提出も可とします。

6. 申込み・問い合わせ先

明治大学男女共同参画推進センター

女性研究者研究活動支援事業推進本部(担当:宮崎・大和田・村上)

<駿河台キャンパス>アカデミーコモン7階 Tel:03-3296-4655

<生田キャンパス>中央校舎2階 Tel:044-934-7603

E-mail: danjo@meiji.ac.jp ホームページ: <http://muged.meiji.jp>

以 上